

目 次

はじめに

凡例

第1部 アンケートの概要

アンケート調査の協力のお願いと保存の呼びかけ	1
平成15年度実施 「自治体の保有する公文書の現状について」 アンケート	2

第2部 アンケート集計データ

都道府県別市町村データ一覧	7
---------------------	---

第3部 資料保存委員会アンケートの成果と課題

自治体の公文書保存をめぐる諸アンケートの成果と課題	97
自治体の保有する公文書の現状について——今年度資料保存委員会アンケートより——	101

おわりに

はじめに

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

資料保存委員会委員長 小松芳郎

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）は、会員相互の連絡と連携を図り、研究協議を通じて、歴史資料の保存利用活動の振興に寄与することを目的とする会です。会務執行上、6委員会が設置されていますが、資料保存委員会はそのひとつです。平成13年4月から、それまでの防災委員会を改組して、資料保存委員会となりました。15年度からの2年間の活動を第16期の活動として取り組んできています。

現在、平成の大合併とよばれる市町村合併が全国的に推進されていますが、そうしたなかで、平成13年11月28日付で、全史料協より総務大臣宛に市町村合併にともなう公文書の保存を願う要請が出されました。ここでは、次のように要請しています。

「公文書館法（昭和62年法律第115号）第3条では、「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」と規程し、地方公共団体における公文書等の保存の責務を明確にしております。地方公共団体で作成される公文書等は、その団体の歩みを伝える重要な価値を有する歴史資料であり、こうした公文書等を失うことは、その団体の歴史を失うことにほかなりません。

このような認識の下、市町村合併時における公文書等の散逸や安易な廃棄を防止し、公文書等の引継ぎの円滑化と保存の徹底を図るよう各市町村に対し指導方要請します。」

この要請に対して翌14年2月18日に総務省自治行政局市町村課長から各都道府縣市町村合併担当部長宛に、全史料協の要請の趣旨に基づき適正な助言をおこない、あわせて管内の市町村に対する周知が要請されました。

全史料協資料保存委員会では、こうした市町村合併のうごきのなかで、「歴史資料として重要な公文書」の保存をどのようによびかけていったらよいのかを考え、全史料協の会員だけでなく、都道府県、さらには全国の全市町村に対して、保存を訴えるために、平成13、14年度の2年間の活動をおこなってきました。

その具体的な方策のひとつとして、3回のアンケート調査を実施し、それらの結果を集約してまとめてきました。これらのアンケート結果の一部を、全国の全市町村を対象にしてまとめたのが『データに見る市町村合併と公文書保存』（資料保存委員会編、岩田書院）です。

これまでのアンケート調査の結果を踏まえ、平成15年度には、廃棄の危機に瀕する行政文書がもっとも多く残されていると考えられる自治体史編纂担当や、資料館・博物館・図書館などの資料の保存施設の方々へむけて、アンケートを実施しました。その結果をまとめたのが本書です。担当の方々からの生の声をできるだけ再現するようにつとめました。

こうした多くの現場の声と情報を共有することによって、これからの資料保存を、身近なところから考え、進めていきたいと考えます。

公務のお忙しい中を、アンケートにこたえていただいた市町村の担当者の方々に、あらためて御礼申し上げます。

平成16年3月

凡 例

- 1 本書は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の資料保存委員会が、平成15年度に実施したアンケートのデータを集計したものです。
- 2 本書のデータの発送先は、過去に資料保存委員会で実施したアンケート結果をもとに、各段階の回答を踏まえて抽出された市町村を対象としています。ここにいたるアンケート調査のなかで回答を得られなかった地方自治体については、今回の発送先市町村に含まれていない場合があります。
- 3 データ配列の都道府県の順番は、市町村自治研究会編集の『市町村要覧』に準じています。
- 4 各都道府県内部の市町村データの配列は、アンケートに同封した「公文書館法」の周知の度合いを目安に、D-1のアンケート項目に○で回答した市町村を先行して配列しています。
- 5 データの横軸は、すべて同一市町村の解答を示しており、他市町村と混じるものではありません。
- 6 アンケート項目A-2の回答は、○は「いる」、×は「いない」。
A-3の回答は、○は「可」、×は「不可」、△は「条件つきで可」を示します。
C-1の回答は、「現状のまま保存」を回答した場合、「現状」と示しました。
D-1と2では、質問に対する肯定的な意見は○、否定するものは×、中間的なものには△を付けてあります。「その他」に記載された1から3までの意見は、回答いただいた担当者の方の言葉を極力そのまま示しています。